

# 遺品整理の現場から見えてくる生前整理の必要性

～生前整理はご家族への思いやり～

## 遺品整理の現場から見えてくるご家族の苦悩

はじめまして。遺品整理・生前整理専門の行政書士の谷と申します。皆さんは「遺品整理」という言葉を聞いたことがありますでしょうか？最近が高齢者の方のひとり暮らしも増えてきて年々ご依頼は増加傾向にあります。そんな遺品整理のご依頼の際にご家族の方が非常に困っているある共通の悩み事があります。

### 「家族の思い出の品や実家をどうしたらいいのか判らない」

銀行の通帳や土地の権利書などは見つからなくても私達が遺品整理の際に行う貴重品検索で見つけ出すことができます。

しかし、家族の写真や故人の日記、そしてご自宅の家じまいについてはご家族の間でも意見が別れることが多く、とりあえず「そのまま」にしておくという方々が大変多くいらっしゃいます。



以前にお手伝いしたお客様はこう漏らしていました。「家族の思い出が詰まった自宅をどうすればいいのか判断がつかない」「両親が亡くなった後のことを話すのはなんとなく気がとがめて切り出せなかった」「もっと色々話しをして両親の希望を聞いておけばよかった」など、お子様の方からこういった話しを切り出すのは非常に躊躇われることなのです。ご家族の仲が良ければ良い程、この傾向は顕著になります。

## 生前整理はご家族への思いやり

遺品整理を終えたご遺族の皆様はこうおっしゃいます。「こんな大変な思いは自分の子供達にはさせられない」。長く住めば住む程にご自宅には愛着が湧き、そして思い出の数だけ家財や思い出の品が増えていきます。それらの大量の家財を一度に整理しようと思うと、体力、気力が充実していなければなりません。長寿社会の昨今では整理をされるご遺族の皆様も高齢になっているケースも少なくなく、遺品整理をされていて倒れられる方もみえるくらいです。

## 生前整理のすゝめ

たくさんの遺品整理を通して感じることは生前にどれだけご自身で整理をしておくかで残されたご家族の負担が大きく変わるということです。ご自身で生前整理を行っておくことで単純な体力的疲労に限らず、思い出を整理する（写真や思い出の品々を処分する）という精神的な苦痛からご家族を守ってあげることができるのです。もちろん趣味の品などを今すぐ処分することはできないでしょう。でも、もし万が一の時にはこうして欲しいという希望をご家族へ伝えておくことでご家族は故人の意思を尊重する形で遺品の整理を進めていくことができ、余計な心労を負わなくて済むのです。言葉で伝えるのが苦手なら遺言書などでご家族へのメッセージとして残すこともできますよね。



遺品整理の際にご家族が故人の思い出の品の前で途方に暮れてしまわないように、生前整理してみませんか。

**遺品整理・生前整理専門 第八行政書士事務所 代表 谷 茂**

〒456-0058 熱田区六番二丁目9-23-604 TEL 052-653-3215

※遺品整理・生前整理専門の行政書士が無料でご相談に応じています！